

有田市デジタルプロモーション業務に係る

企画提案説明（プロポーザル）実施要領

有田市経済建設部産業振興課

概 要

有田市は、関西国際空港から車で 60 分、大阪・関西万博会場から 90 分で来訪可能な圏域であり、2025 大阪・関西万博開催をチャンスと捉え、万博効果を最大限に活かすべく、国内旅行者のみならず、訪日観光客（インバウンド）を、本市をはじめ有田地方に誘客することで、本市への観光客の増大、地域経済の発展を目指している。

令和 6 年 3 月には、多言語による本市観光情報の発信を行う基盤として、観光ポータルサイト「Visit-Arida」を構築するとともに、香港、台湾、タイ、フランスを優先ターゲットとして、海外市場に向けたプロモーションに着手したところである。

本業務では、SNS や WEB メディアを活用したプロモーションを展開することにより、海外市場からの Visit-Arida への流入を増加させるとともに、本市への誘客を促進することによって、本市の観光産業支援及び地域経済の発展を目的とする。

1. 対象業務

- ・プロモーション対象市場およびメディアの選定
- ・記事制作（制作に伴う取材・撮影を含む）・配信
- ・広告運用に関する拡散
- ・プロモーション効果の分析

2. 業務概要

海外市場向けに本市観光情報の記事制作・配信、広告運用を実施することで、Visit-Arida への流入増加および本市への誘客促進を行う。

3. 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 委託金額

本業務委託に係る費用は、6,000 千円以内（消費税および地方消費税含む。）とする。
（取材費、広告料等、当該業務を履行するために必要な費用の全てを含む。）

5. 本業務に係る仕様書

有田市デジタルプロモーション業務仕様書を照査すること。

6. 参加申出について

- (1) 公告方法
有田市ホームページへの掲載による。
- (2) 参加申出の方法
電子申請
- (3) 申出期限
令和7年4月18日(金)
- (4) 添付書類(電子データ(PDF形式)にて電子申請時に添付すること)
 - ア 委任状(様式任意)
(支店等に参加手続等の委任を行う場合)
 - イ 市町村税完納証明書(発行後3ヵ月を経過していないもの)又は市町村税にかかる直近2年分の納税証明書(法人市民税、固定資産税、軽自動車税等)
※支店等に入札等権限の委任を行う場合、受任者の営業所の所在地の証明書を提出すること。
 - ウ 登記簿謄本(いずれも発行後3ヵ月を経過していないもの)
※令和7年4月1日時点で有田市物品・役務一般(指名)競争入札参加者名簿に登載されている者は、ア～ウの添付を省略することができる。

7. 企画提案書について

- 電子データ(PDF形式、A4規格、縦横不問)で作成すること。
- 内容については、下記の通りとする。
- ・会社概要 組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等、業務概要など)
 - ・当該業務の実施体制及び業務工程
 - ・「8. 企画提案の内容」に記載のある事項
 - ・「9. 事業内訳書(見積書)」に記載のある事項

8. 企画提案の内容

- (1) 本事業に関する全体方針
 - ・海外市場動向や本市の状況を踏まえた事業実施方針
 - ・提案者の特徴や他者との優位性等
 - ・他団体での実績
- (2) プロモーションに関する提案内容
 - ・全体方針を踏まえた対象市場およびメディアの提案
 - ・プロモーションに使用する記事制作の内容
 - ・広告運用による拡散計画
 - ・プロモーション全体のスケジュール

※事業趣旨を鑑み、2025 大阪関西万博の開催期間を考慮すること。

9. 事業費内訳書（見積書）

本業務の実施に必要な経費をすべて計上すること。

10. 企画提案書の提出期限

令和7年4月23日（水）17時

11. 企画提案書の提出場所

郵便番号 649-0392

和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市経済建設部産業振興課商工観光係

電話：0737-22-3624（直通）

FAX：0737-83-3108

E-Mail：shokokanko@city.arida.lg.jp

12. 企画提案書の提出方法

当市にて用意するオンラインストレージサービスを用いた提出とするため、提出の準備ができ次第当市に連絡し、アップロード用 URL を受領すること。

提案書提出に係る受領書等は、事前に用意しないので、必要であれば任意で用意すること。

13. 参加資格

本件企画提案に参加できるものは、以下記載の要件（資格および条件）を全て満たすことを前提とする。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。

イ 国税、地方税の滞納がないこと。

ウ 会社更生法第 17 条に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていないこと。

エ 民事再生法第 21 条第 1 項に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

オ 破産法第 18 条第 1 項又は第 19 条に基づく破産の申立てがなされていないこと。

カ 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、暴力団員の構成員をいう。以下同じ。）

（ロ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（ハ）暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

（ニ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（ホ）上記（ア）から（ニ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ 参加表明書の提出時において、本市の指名停止を受けていないこと。

ク 参加申出後、委託業者決定までの間においても参加資格条件を満たすこと。

14. 最優秀企画提案の決定および評価方法

① 一次審査（４者以上の提出があった場合のみ実施）

提案書の提出があった者（以下「提案者」という。）を対象に、企画提案書のみで審査し、上位３者程度を選定する。

各提案者に対し、令和７年４月３０日（水）までに一次審査の合否並びにプレゼンテーションの開始時間及び開催場所を通知する。

その際、たとえ提案者からの求めであってもその者の順位及び採点結果は公表しない。ただし、本プロポーザルを実施後、本業務委託契約を締結した後においては、各提案者に対してのみ、参加者の総数及びその者の順位及び採点結果を開示することができる。

② 本審査

一次審査にて選定された者を対象に、下記日程でヒアリングを行う。

出席人数は、３名までとし、本業務を実際に担当する者が１名以上必ず出席すること。

関係者以外の出席は一切認めない。

当日の資料配布は認めない。ただし、提案書に記載のある内容の範囲内であれば、この限りではない。

プレゼンテーションの時間は、説明４０分以内、質疑応答３０分以内を予定しているが、提案者数により変更する場合がある。

プレゼンテーションに必要な機器類は提案者が持参すること。ただし、スクリーンについては本市で用意する。

プレゼンテーションは非公開とする。

プレゼンテーションへの出席は、Web 会議システムを用いたオンライン形式も可とするが、現地での出席者は１名以上とし、Web 会議システムの利用に必要なPC等の機材・ネットワーク回線等は提案者が用意すること。また、オンライン形式の場合における出席者は、現地での出席者を含めて５名まで可とする。

開催日 令和７年５月７日（水）（予定）

場 所 別途通知する

15. 評価項目、評価委員および決定方法

①企画提案資料を各評価委員が総合的見地から評価する（230点満点）。

②評価した点数を合計し、得点が最も高い事業者に決定する。

ただし、得点が最も高い事業者の評価点数が126点未満であった場合はこの限りではない。

受託業者を選定するにあたり、有田市デジタルプロモーション業務に係る企画提案説明審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、本事業における次の各号に掲げる事項について、別に定める事業計画評価基準表に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

（１）提案書等提出された書類の審査

（２）プロポーザルの評価および受託業者の選定

委員会は、委員８人以内で組織し、その委員は市長が任命または委嘱する。

評価項目は、事業計画評価基準表のとおりとする。
結果については、自社の得点および最高点を後日通知する。
組織に対して、個別に訪問し事業説明等の営業活動は差し控えること。判明した場合、失格となる場合がある。

16. 本事業における質疑応答

質問：令和7年4月16日（水）正午まで電子メールにて質問を受け付ける。

（E-mail：shokokanko@city.arida.lg.jp）

回答：令和7年4月18日（金）までに市ホームページにて公開する。

17. その他留意事項

企画提案に必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

参加申出後の辞退を可とするが、当市にその旨を書面（様式は任意、電子データ(PDF形式)でも可）で届け出でなければならない。

提出のあった各提案書は、一切返却しない。

審査結果の異議申立ては、一切受付けないものとする。

本企画提案説明は、優先交渉権者を選定するものであり、仕様並びに価格等について協議のあと、導入に至るものとする。したがって、選考結果が必ずしも導入を保証するものではないこと、並びに提案どおりの内容および価格での導入を保証するものではない。

本企画提案説明終了後も、本件に係る全ての守秘義務は継続するものとする。

18. 担当および問い合わせ先（執務時間内での対応を厳守してください）

郵便番号 649-0392

和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市経済建設部産業振興課商工観光係

担当 南村

電話：0737-22-3624（直通）

FAX：0737-83-3108

E-Mail：shokokanko@city.arida.lg.jp